交诵政策審議会海事分科会船員部会第1回海上旅客運送業最低賃金専門部会

【前里労働環境対策室長】 それでは、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会 海上旅客運送業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

私は事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の前里でございます。専門部会 長が選任されるまでの間、議事を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたしま す。

まず初めに、本専門部会の設置経緯につきましてご報告いたします。本専門部会は、本年7月24日付、諮問第436号船員に関する特定最低賃金の改正についてにより、海上旅客運送業最低賃金の改正に関する諮問を受けて、当該事項の調査、審議を行うために設置されました。

これに伴い、船員部会運営規則第12条第5項の規定に基づき、船員部会長より、本専門部会の委員6名の指名がございました。本専門部会の委員につきましては、席上の委員名をご覧ください。

それではここで、本日ご出席いただいております委員の方々をご紹介させていただきます。

初めに、公益を代表する委員といたしまして石﨑委員です。

【石﨑委員】 石﨑でございます。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 続きまして、野川委員です。

【野川委員】 野川でございます。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 関係船員を代表する委員といたしまして、遠藤委員です。

【遠藤委員】 遠藤です。よろしくお願いします。

【前里労働環境対策室長】 中本委員です。

【中本委員】 中本でございます。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 関係使用者を代表する委員といたしまして、菊池委員です。

【菊池委員】 菊池でございます。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 佐藤委員です。

【佐藤委員】 佐藤です。よろしくお願いします。

【前里労働環境対策室長】 続きまして、海事局内航課及び事務局の船員政策課からの出席者をご紹介いたします。

まず、内航課の武田専門官です。

【武田旅客航路活性化推進室専門官】 内航課、武田と申します。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 船員政策課の木坂課長補佐です。

【木坂船員政策課課長補佐】 船員政策課の木坂です。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 岩下労働環境技術活用推進官です。

【岩下労働環境技術活用推進官】 岩下でございます。よろしくお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 本日の出席者につきましては、以上でございます。

なお、佐藤船員政策課長におかれましては、本日、所用により欠席とさせていただきます。 本日は、委員及び臨時委員総員6名中6名のご出席となりますので、船員部会運営規則第 13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますこ とをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

皆様お手元の資料でございますけれども、資料の番号は、縦置きの資料は右上に、横置き の資料は横置きに見て右上に、それぞれ記載してございます。

まず、議事次第が1枚、続きまして、海上旅客運送業専門部会委員名簿が1枚、続いて配付資料一覧が1枚でございます。そして、資料1といたしまして交通政策審議会への諮問についてが1枚、資料2といたしまして海上旅客運送業最低賃金の公示文が2枚、資料3といたしまして国内旅客運送業の概要、こちらが表紙を含めて5ページの資料が1部でございます。資料4といたしまして最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数が1枚、資料5といたしまして海上旅客運送業船員賃金実態調査が1枚、資料6といたしまして海上旅客運送業の最低賃金の改正状況が1枚、資料7といたしまして海上旅客運送業に係る労使間協定賃金、3ページの資料が1部、最後に資料8といたしまして最低賃金の改正に係る参考資料、8ページの資料1部でございます。

資料は以上でございます。不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、議題1、専門部会長の選任についてでございます。船員部会運営規則第12条第6項によりまして、本専門部会に属する交通政策審議会委員及び公益を代表する臨時委員のうちから選任することとされております。いかが取り計らいましょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤委員】 野川委員にお願いしてはどうかと思うんですが。

【前里労働環境対策室長】 ありがとうございます。

ただいま野川委員を専門部会長にとのご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【前里労働環境対策室長】 ありがとうございます。

それでは、野川委員に専門部会長をお願いすることといたしまして、今後の議事の進行に ついては、専門部会長にお願いしたいと存じます。

野川専門部会長、よろしくお願いいたします。

【野川部会長】 ただいま専門部会長に選任されました野川でございます。皆様のご協力を賜りまして、この審議が円滑に進みますよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事を進めてまいります。

議題2、海上旅客運送業最低賃金を取り巻く状況についてでございますが、初めに、諮問の趣旨につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【木坂船員政策課課長補佐】 ありがとうございます。船員政策課の木坂でございます。 諮問の趣旨についてご説明申し上げます。詳しくは後ほどご説明させていただきますけ

れども、本年度につきましては、春闘における組織船員の賃金水準や消費者物価指数の動向なども勘案しまして諮問させていただくことといたしました。このため、本専門部会におきましてご審議いただきまして、船員部会に審議結果をご報告いただけますようお願い申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問等は ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に、移りたいと存じます。

関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する官報公示の結果につきまして、事務局より 報告をお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ご報告申し上げます。

関係船員及び関係使用者の意見聴取につきましては、最低賃金法第37条第3項において準用する同法第25条第5項の規定に基づきまして、本年8月18日付の官報に公示し、

意見の提出を求めましたところ、9月1日の期限までに意見の提出はございませんでした ので、ご報告申し上げます。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございました。

続きまして、資料3、国内旅客運送業の概要につきまして、海事局内航課からご説明をお 願いいたします。

【武田旅客航路活性化推進室専門官】 海事局内航課、武田でございます。

資料3に基づきまして、国内旅客輸送業の概要についてご説明差し上げます。

1ページ目をご覧ください。まず、国内旅客船事業の概況でございまして、皆様ご案内かと思いますが、フェリー・旅客船は、地域の住民の皆様の生活物資などの輸送手段である地域公共交通としての側面があるとともに、観光の側面でも地域経済を支えているものでございます。

数的なところを言いますと、旅客航路は、主に一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業、特定旅客定期航路事業の3つに分かれて成っております。令和4年、2022年時点で、一般旅客528航路、旅客不定期1,233航路、特定旅客11航路、合わせまして1,772航路が存在しています。前年度、令和3年は1,776航路で、ほぼ横ばいといった状況です。

続きまして、下のオレンジ色の棒グラフが事業者数の推移となります。こちらも大きな変動は見られておりません。こちらのグラフは令和3年、2021年度時点ですけれども、直近の数字だと953事業者ございまして、前年度が964事業者となっていますので、ほぼ横ばいとなっております。

一方で、同じ表の青色の折れ線グラフが輸送人員になりますけれども、こちらは古くは本四架橋や高速道路料金の引下げの影響により緩やかに下がっている状況にある中、令和2年度にコロナの影響で、前年度8,000万人あった輸送量が一気に4,500万人まで落ち込んでいました。直近の令和3年で言うと、大幅減となった前年に比べて、4,900万人、8.5%の微増という状況でございます。全体的には、特に離島等、地域交通としての公共交通手段が乏しい地域にとっては航路維持が一つ大きな課題であり、さらには、落ち込んだ旅客輸送を取り込むべく、訪日外国人旅行者を含む観光需要の取り込みが航路活性化に向けて重要と認識しております。

続いて、次のページをご覧ください。経営的な指標で、もう少し状況を見る資料になって

ございます。一般旅客定期航路事業及び長距離フェリー航路事業とも、輸送量にも表れていました新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、平均収支率、これは経常収入と経常支出をベースにした収支比率ですけれども、一般旅客定期航路で見ても89%と、100%を割り込むような、依然として厳しい経営状況が続いております。

また、燃料費は原油価格の高騰の影響を受けて、全費用のうちの30%超を占める割合に なっており、予断を許さない状況が続いています。

最後に船舶の耐用年数についてですけれども、平均的な耐用年数である14年以上の老齢船の隻数比率は近年75%を超えて推移しており、2022年現在では80%と、老齢船が割合としてかなり大きくなっている状況です。

こちらが数字的な旅客船の状況となってございます。先ほど来申し上げましたように、航路の維持が課題の一つとありまして、こちらについては、例えば離島航路の補助といった形で、定期航路で唯一赤字の事業者について運営費補助を出すような事業をしていますけれども、一方、観光需要の取り込みということで、当課で幾つかさせていただいている取組を次のページからご紹介させていただきたいと思います。

次のページをご覧ください。こちらは交通・観光連携型事業でございまして、補助事業になっています。支援のスキームとしては、交通事業者様が、観光事業者様、観光のDMOですとか旅行会社様と手を取り合って、旅行商品の造成とか、プロモーションとか、企画造成券とか、そういった新しい観光の取組をされているものに対して、補助率2分の1で補助を実施させていただいています。

次のページをご覧ください。こちらも同様の仕組みでございますけれども、どちらかというと、設備投資にかけるような事業に係る補助金になっております。訪日外国人旅行者受入環境整備で様々なメニュー、多言語対応ですとか、キャッシュレス決済ですとか、Wi-Fiとか、訪日外国人をターゲットに、利便性向上に資するような施設整備に対して、基本的には補助率3分の1ということで、設備投資に対する後押しをさせていただいております。私からは以上になります。

【野川部会長】 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問等は ございますか。

よろしいでしょうか。特にないようでございましたら、内航課、武田専門官は、所用により退席されます。

【武田旅客航路活性化推進室専門官】 ありがとうございました。

【野川部会長】 それでは、次に移りたいと存じます。

その他の資料につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 それでは、資料4から資料8について説明させていただきます。

まず、資料4でございますが、海上旅客運送業のうち、国土交通大臣が決定します最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数の令和5年4月1日現在の地方運輸局ごとにまとめたデータとなっております。

一番下の計をご覧ください。令和5年4月1日現在と前年を比較して見てまいりますと、 事業者数は66事業者、1事業者減、船舶数は116隻で、4隻増加してございます。船員 数は3,427人で16人増加、また、船員数の内訳でございますが、組織船員数が3,30 6人でございまして、13人増加となっております。

次に、資料5をご覧ください。海上旅客運送業船員賃金実態調査でございます。一番下の 資料説明にございますが、令和5年5月に支給された賃金の実態について、未組織船に乗り 組む船員を対象に、9隻、職員43人、部員44人について、調査、集計したものでござい ます。

上の表が職員でございまして、賃金が最も高かった者が58歳、68万2,000円。賃金が最も低かった者が76歳、24万8,500円ということで、最低賃金より150円高い状態となっております。

下の部員ですが、賃金が最も高かった者が55歳で、39万2,333円。賃金が最も低かった者が73歳で、18万7,000円となっております。こちらは最低賃金よりも100円高い状態となっております。

次に、資料6をご覧ください。海上旅客運送業の最低賃金の改正状況で、これまでの改正の経緯について記載したものでございます。海上旅客運送業の最低賃金ですが、昭和49年に制定されておりまして、当初は一番左の列の職員と一番右の部員の2区分で分かれておりましたが、昭和55年に、真ん中の事務部職員が追加されてございます。一番左は、諮問を行った年度を示しております。例えば、平成18年をご覧ください。3つのバーが並んでございますが、こちらは、諮問はしたのですが、額の改定がなかったものをバーで示しているものです。そして、一番下の令和4年が昨年度改定されました現行の最低賃金額になります。職員は24万8,350円、事務部職員は19万4,250円、部員は18万6,900円で、令和3年に比べて1,000円アップになっております。

続きまして、資料7をご覧ください。こちらは地方運輸局を通じまして、19の事業者を対象に賃金実態を調査したものでございます。この表の賃金は、仮に船員未経験者で一番若くして乗船し、1か月フルに乗船した場合の最低賃金の対象となる、恒常的に必ず毎月支払われる賃金を算出したものでございまして、表の右から3つ目の区分をご覧ください。合計とありますが、この賃金の合計が最低賃金と比較すべき合計額となっております。職員では、一番下のS社が最も低くなってございまして、賃金の合計が25万5,000円となっております。右側に最賃額との差という欄がございますが、6,650円高いという状況になってございます。

次のページは事務部職員の表になります。こちらは3社を比較した表でございまして、最 も低い賃金額はb社で、賃金の合計が20万8,380円、最賃額との差が1万4,130円 高いという状況になっております。

次のページが部員の表になります。こちらも19社を比較したものでございまして、最も低い賃金は、上から2番目、Ab社で、賃金の合計が19万1,785円、最賃額との差が4,885円高いという状況になっております。

続きまして、資料8でございます。最低賃金の改正に係る参考資料となっております。

まず、1ページ目をご覧ください。海上旅客運送業最低賃金決定状況でございまして、各地方運輸局長が決定する最低賃金の今現在の最低賃金額を記載しております。最も高いところでございますが、職員、部員共に関東でございまして、職員が24万8,400円、こちらは大臣決定の最賃額よりも50円高くなっております。部員は18万7,000円で、大臣決定の最賃額より100円高い状況になっております。

続きまして、次のページですが、費目別、世帯人員別標準生計費でございまして、令和5年4月現在のそれぞれの費目別に世帯人員単位での標準的に係る生計費を比較したものとなっておりますので、参考にしていただければと思います。

次のページをご覧ください。消費者物価指数の10大費目を比べたものでございまして、令和2年の物価指数を100といたしまして、各年、各月ごとの推移をまとめたものでございます。左上の欄の総合で見てまいりますと、平成30年から上昇し、一昨年の令和3年は100ポイント下回りますが、昨年はさらに上昇を示し、対前年比2.5ポイントの上昇となっております。下の各月の部分で見ますと、令和4年1月以降、100ポイントを超える数値で推移しております。

続きまして、次のページは陸上労働者の関係の最低賃金でございます。参考ですが、船員

の最低賃金は地域別最低賃金ではなく特定最低賃金に該当しますが、陸上労働者の特定最低賃金は、こちらの1の表の(2)産業別最低賃金が特定最低賃金という区分に該当いたします。決定件数で226件、適用労働者数で291万1,800人となっております。

次のページをご覧ください。地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額を示しております。 令和4年度の地域別最低賃金の加重平均額は、一番上にございます961円、対前年度3. 33%の上昇となっております。その下の段は産業別最低賃金の全国の加重平均となって おります。真ん中より下、全国の加重平均は943円で、対前年度2.17%の上昇となっ ております。

次のページをご覧ください。地域別最低賃金額改定の目安の推移となってございます。こちらは陸上の中央最低賃金審議会で目安をお示しした後、各都道府県の最低賃金審議会で賃金額を決定する仕組みになっております。令和5年度の中央最低賃金審議会の結果が本年7月28日に出ておりまして、一番下の本年、令和5年度をご覧ください。各都道府県の引上げ額の目安については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円という答申が示されております。

次のページをご覧ください。地域別最低賃金額の一覧でございます。右側の令和4年度の最低賃金額で見てまいりますと、最も高いところはA欄の東京でございまして1,072円、最も低い最低賃金額はD欄、青森県をはじめ10県ございますが、853円となっておりまして、最低賃金額の最も高いところと低いところの差は219円となっております。なお、厚生労働省の本年8月18日付の報道発表によりますと、全ての都道府県の令和5年度地域別最低賃金の答申がなされておりまして、全国加重平均は昨年度から43円引上げの1,004円となっておりますので、併せてご報告いたします。

最後に、次のページ、給与勧告の実施状況等ということで人事院勧告の状況を示しておりますが、本年度につきましては、一番下、ベア率0.96%となっております。

資料の説明は以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、 ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは次に、議題3、海上旅客運送業最低賃金の改正についての検討に入りたいと存じます。

これまでのご説明を踏まえまして、本年度、令和5年度の最低賃金の改正について、ここ

でご意見を伺いたいと存じます。労使それぞれから、よろしくお願いいたします。どなたからでも、いかがでしょうか。

遠藤委員、お願いいたします。

【遠藤委員】 全日本海員組合の遠藤でございます。

本日は、海上旅客運送業最低賃金専門部会が設置されて1回目でございますけれども、やはり最低賃金は旅客船業界において能力の優れた船員を確保することに役立つものと考えておりますし、賃金の上昇によって、優秀な船員を雇い入れることが容易にもなります。さらには、船員とその家族の生活が安定することによって、船員としての質的向上の増進がもたらされることへもつながると考えております。

昨今、少子高齢化の進行や出生数の減少に伴う人口減少により、あらゆる産業で後継者の 確保が困難となる時期がさらに早まることが予期されるとの観点から、人材確保について は、陸上諸産業との競合も加速していくと言っても過言ではありません。

既にご承知のとおり、昨年来からの物価上昇もそうですけれども、このような背景もありながら、事務局からも説明がありましたので詳細については割愛いたしますけれども、陸上の最低賃金は大幅な改善がなされております。海員組合の今次協約改定交渉の妥結結果を見ましても、諸手当、ベアは満額回答という労使交渉の結果もございます。このような状況を踏まえましても、旅客船の船員は海上という特殊な環境下で働くばかりではなく、常日頃から、お客様への安全、安心を含め、サービスの徹底が求められていることも考慮し、陸上の水準以上に船員の最低賃金を大幅に引き上げなければならないと考えておりますし、その引上げ水準の具体的な金額のいかんによっては、船員の確保、育成にも大きく影響を及ぼすものではないかと考えております。

本年5月8日より感染症法上の分類が2類相当から5類に移行されるなど、コロナ禍以前の日常が戻りつつあります。これまで縷々述べてまいりましたが、現状や考え方など、あらゆる観点を踏まえ、総合的に判断しても、海上旅客の最低賃金は大幅な引上げが必要不可欠でありますし、さらに目指すべきは、他地域や他産業が追従できないであろうアグレッシブな姿勢で、海上旅客の最低賃金を引き上げなければならないと思っております。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

菊池委員、お願いいたします。

【菊池委員】 石崎汽船の菊池でございます。

昨年もお話ししたんですけど、現在、私どもの業界を取り巻く環境は大変厳しいものがありまして、私どもの業界だけではなく、人の確保が大変難しくなってきております。そういった中で、先ほど遠藤委員がおっしゃられたとおり、賃金に関わることは大変重要な案件でして、私どもの業界に来ていただくためには、やはり、魅力ある賃金というものをしっかりと考えた上で構築していかなければならないと考えております。

確かに、コロナになってから陸上の働き方が変わって、リモートとか、こういう形がはやってしまって、正直、人の流れが止まっている形で、現状、私どもでも、やはり100%には戻っていないという実態があります。そういった中で、今月、来月ぐらいから、また燃料油の高騰であったり、様々な問題は抱えておりますが、本当に人が来てくれない、船員の成り手がいないという現状を踏まえて、私どもも前向きに、賃金については真摯に考えていけたらと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

中本委員。

【中本委員】 全日本海員組合の中本です。

先ほどの遠藤委員の意見と重複するところもあるかと思いますが、今年の最低賃金の考え方として、当然、昨年以上、また、これまでにない水準での改善は必要不可欠だと思っております。

その理由といたしましては、先ほど事務局から説明もありましたが、陸上の最低賃金が全国平均で43円と大幅な改善が図られたこと。この43円を率に直すと、4.47%も上がっています。昨年も過去最大の3.1%という改善が図られたわけですが、今年は昨年の改善では追いつかないぐらいの物価上昇や、人材の確保に向けて、このような改善が図られたものと思っております。

最低賃金の改善につきましては、使用者側の支払い能力もあると思いますが、物価などの動向も十分に踏まえた上で改善しなくては、労働者の生活の苦しさは変わらないと思っております。陸上はこの何年か大幅な改善を行っている中で、海上がこれまでのような改善では、陸上と海上の最低賃金は逆転してしまう可能性があります。

先ほど菊池委員から、コロナ禍の状況は回復していないというお話もありましたが、通常 の生活に戻ったことで、個人旅行者やインバウンドも多くなり、輸送量は回復傾向にあると 思っております。

そのような状況下ですが、長引くウクライナ情勢や円安など複合的な要因から、食料やエネルギーなどの生活に欠かせない物価が上昇し続け、実質賃金も大きく目減りしております。また、船員不足が問題となっている状況において、陸上産業との後継者確保競争は始まっており、船員は陸上産業と違って海上労働という特殊性、特殊な労働環境下で就労しております。また、旅客船員はどうしてもその地域に根づいた人を雇い入れるしかないのが実情であり、その人たちをどのように呼び込むか、どのように守っていくか、その辺のところも踏まえ、総合的に判断すれば、今年の最低賃金は、昨年までのような水準ではなく、もっと踏み込んだ水準での改善が必要不可欠だと思っておりますので、大いにご検討をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 佐藤です。よろしくお願いします。

菊池委員と同じで、最低賃金の引上げは必要かなと。ただ、コロナから、いまいち戻ってきていない、経営が苦しいというところも多々あるかなと思っています。ただ、そんなことばかりも言っていられないので、運賃の引上げとか企業努力をしているんですが、なかなか苦しい状態が続いている。ただ、最低賃金なので、ほかの業種と比べて、人材確保も必要ですから、必要最低限のアップは必要かなと考えております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございました。

今、労使双方から、それぞれのお考えについて基本的な内容を伺いました。そろそろ双方 のご意見につきまして歩み寄りを進めてまいりたいと存じますので、この場を一旦クロー ズいたしまして、労使委員の間だけでお話をしていただきたく存じますが、よろしいでしょ うか。

(「はい」の声あり)

【野川部会長】 それでは、場を用意しておりますので、労使委員、席を移して、お話合いをお願いいたします。ただ、あまり時間を取れませんので、20分程度を目安にお願いいたします。それでは、どうぞ、そちらに赴いてください。

(中断)

【野川部会長】 お疲れさまでした。

それでは、お話合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

遠藤委員、お願いいたします。

【遠藤委員】 お時間をいただきまして、ありがとうございます。

中断いたしまして、場所を変えて、労使双方の委員で話し合いました。最低賃金の引上げについては、ベクトルが同じ方向だという共通理解といいますか、そういった形で進んだんですけれども、ただ、最低賃金を引き上げる額についての水準のところがなかなかマッチングしなかったという状況でございまして、本日段階では解決に至らなかったと思っております。

以上です。

【野川部会長】 使用者側から何か補足することはございますか。

菊池委員。

【菊池委員】 今、遠藤委員がおっしゃられたように、最賃を上げることに関しては私どもも別に異存はないんですけど、金額の部分であまりにもかけ離れていたかなというのが正直なところで、お互いに持ち帰って、もう1回話合いをしようということになりましたので、よろしくお願いいたします。

【野川部会長】 ほかによろしいでしょうか。

本日の専門部会では結論に至らなかったということでございますので、さらに話合いを して、よい結論が得られるように努力していただきたいと思います。

次回のこの部会が開催されるまで多少時間もございますので、労使双方で話を詰めていただいた上で、再度、専門部会を開催して結論を得る、こういうことにしたいと存じますが、 それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【野川部会長】 ただ、部会長として一言申し上げておきますと、この専門部会も他の労働関係の審議会と同様、3者構成で、原則として、労使がその自治によって、話合いと交渉によって、互いの考えを詰めて一致を見いだすことを最優先としております。致し方なく、両者がどうしても一致しない場合のみ、公益委員から何らかの調整の動きをさせていただくということでございまして、例えば何度も何度もこの最低賃金審議会で公益委員の裁定によって額が決まるようなことが続きますと、そもそも、労使を集めて話し合う必要はない

ではないかと、3者構成というこの審議会の在り方自体に絶えず疑問が投げかけられております。トップダウンでスピーディーに決めたほうがいいではないか、労使などという民間の人を入れて、国の決めるべきことを左右させることはないというような意見がいつも出ております。それを私は排除して、この3者構成という、ILOがつくられたときから100年以上にわたって続いている伝統的なシステム、つまり労働条件については、当事者である労働者と使用者の代表が話し合って決めるんだというシステムを維持していきたいと思いますので、ぜひ、次回のこの審議会では、私どもが出る場がないように、皆様で合意を目指して、次回までの間も話合いを継続していただきたい。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。それでは、これで本日の予定された議事は終了いたしましたが、事務局からございますか。

【前里労働環境対策室長】

次回の専門部会の日程でございますが、10月6日金曜日13時から、場所は本日と同じ、 3号館8階の特別会議室を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。 事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、これで海上旅客運送業最低賃金専門部会を閉会いたします。 本日はお忙しいところご参集賜り、ありがとうございました。

— 了 —